

## 第2志望校制度

### 第2志望校制度の概要

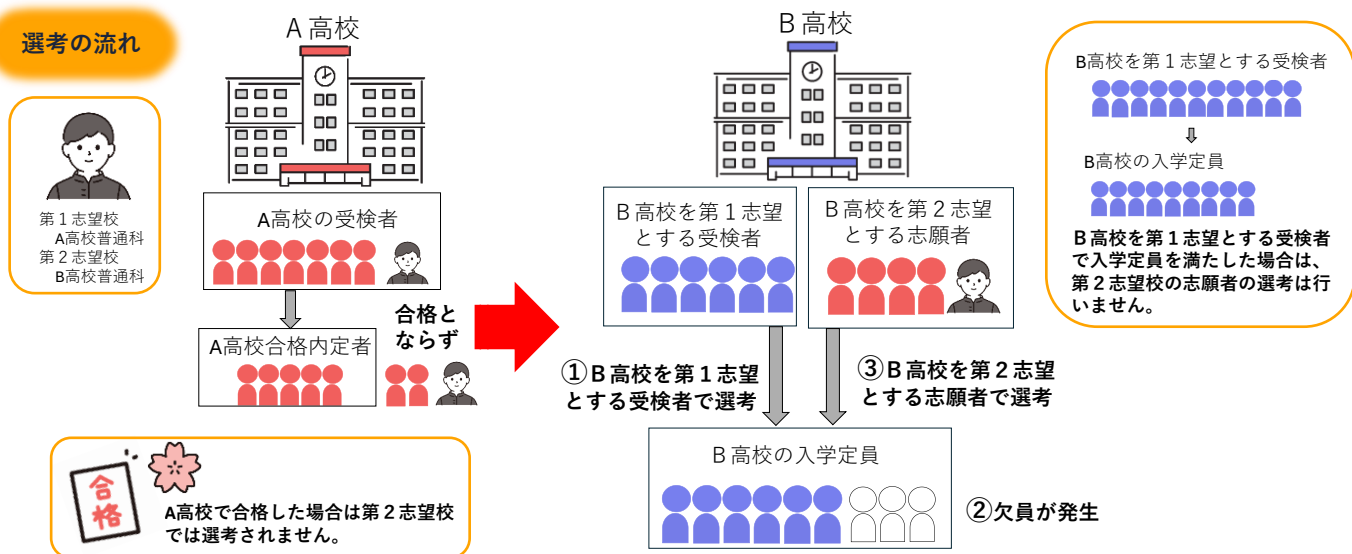
福岡県立高等学校の一般入学者選抜(※)で全日制課程の県立高校を志願する場合に、第1志望校以外の**全ての県立高校**(全日制課程に限る。)の学科・コース・系を第2志望校として志願することができる制度です。

なお、第2志望校への志願は、第2志望校に合格した場合、**入学する意志が確実な者**に限りします。

(※)推薦入学者選抜、特色化選抜、連携型選抜、学びの多様化学校入学者選抜、帰国生徒等特別学力検査及び補充募集では第2志望校は志願できません。

**!** 第2志望校での選考は第1志望校において合格とならず、かつ第2志望校に欠員が生じている場合のみ行われるため、**必ずしも第2志望校で選考が行われるとは限りません**のでご注意ください。

#### 選考の流れ



### 第2志望校への志願方法

WEB出願システムでの志願情報入力の際、第2志望校を選択します。

- ★ 志願情報入力の際、第2志望校(学科・コース・系)選択欄で、希望する第2志望校(学科・コース・系)を選択することで志願できます。
- ★ 第2志望校の志願は必須ではありません。  
志願しない場合は第2志望校選択欄で「選択しない」のチェックボックスにチェック(☑)を入れてください。

### 合格発表までの流れ

学力検査の結果等は、第1志望校から第2志望校に引き継がれるため、志願者が改めて学力検査(※)を受検する必要はありません。(※)個性重視の特別試験を含む。

3月9日(火)  
一般入試

3月18日(木)  
合格発表

- ★ 合格できる学校は1校のみで、第1志望校と第2志望校の両方で合格することはありません。

第2志望校制度の詳細は「令和9年度福岡県立高等学校入学者選抜要項」をご確認ください。

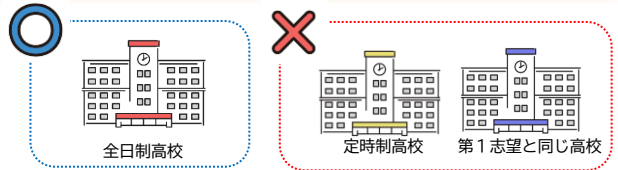
お問い合わせ先 福岡県教育庁教育振興部高校教育課学事企画係 TEL: 092-643-3904

# 第2志望校制度 Q&A

## Q1 第2志望校での志願は、どこの高校へもできるのですか？

第1志望校以外の全ての県立高校（全日制課程に限る）の学科・コース・系を第2志望校として志願できます。

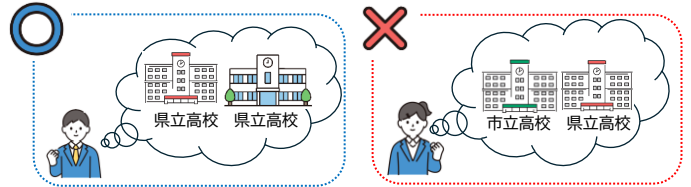
また、第2志望校は学区内の学校だけではなく、学区外の高校にも志願できます。



## Q2 第2志望校へ志願するための資格や条件はありますか？

一般入学選抜で県立高校の全日制課程を志願する方であれば、誰でも志願することができます。ただし、合格した場合、入学する意志が確実な者に限ります。

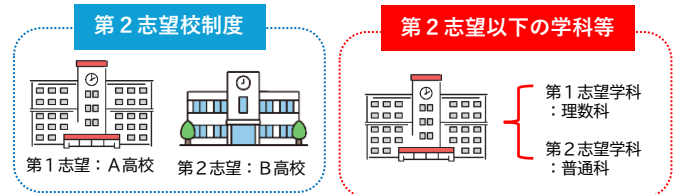
なお、定時制課程を志願する方や市・組合立高校を志願する方は、第2志望校の志願はできません。



## Q3 第2志望校と第2志望以下の学科・コース・系の志願は違うものですか？

第2志望校は第1志望校と異なる学校を志願するもの、第2志望以下の学科・コース・系は第1志望校内の異なる学科・コース・系に志願するものです。

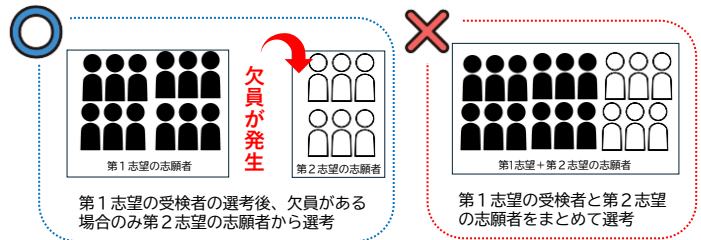
なお、第2志望以下の学科等については実施していない学校や志願できない組み合わせもありますので、詳しくは各高校へお問い合わせください。



## Q4 第2志望校を志願すれば必ず第2志望校でも選考されますか？

まず第1志望校において、その学校を第1志望とする受検者で選考を行った後、なお欠員がある場合にのみ第2志望校志願者の選考が行われるため、第2志望校を志願したとしても、必ずしも第2志望校で選考が行われるとは限りません。

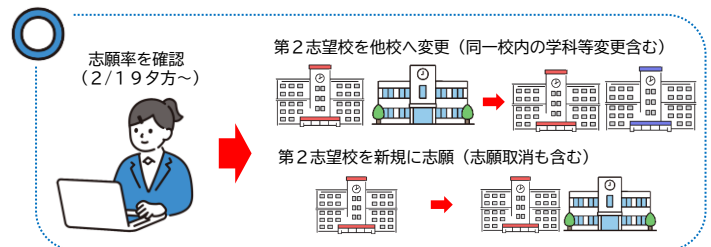
なお、第1志望校の可否決定後に第2志望校の選考が行われるため、第2志望校を志願したことによる第1志望校の可否への影響はありません。



## Q5 第2志望校の志願率が1倍以上となった場合は、第2志望校で合格することはないということですか？

第2志望校の志願率が1倍以上となった場合であっても、受検当日の欠席や合格発表前までの辞退により欠員が生じる可能性があるため、一概に合格することがないとは言えません。

なお、第2志望校は志願先変更期間中（2月22日～26日正午）に1回だけ変更することが可能なので、志願状況を見てから変更することができます。



## Q6 合格発表後に諸事情により入学辞退者が出た場合、繰り上げて合格となる受検者がいると聞きましたが、第2志望校を志願している場合はどうなりますか？

合格発表後、やむを得ない理由により入学辞退者が出た場合、各高校において追加で合格者を出す場合があります。この際、第1志望校又は第2志望校いずれにも合格となっていない受検者はいずれかの学校で追加の合格者となる場合があります。

ただし、第1志望校又は第2志望校のいずれかで既に合格している受検者は、追加の合格者となることはありません。